

公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化について（照会）
主な意見概要

1. 意見照会について

- 照会期間 : 平成23年6月～7月
- 意見照会団体 : 教育関係団体、地方3団体等 計27団体（別紙参照）

2. 意見概要

(1) きめ細かで質の高い教育を目指した少人数学級の推進や指導方法工夫改善の在り方について

- ・新学習指導要領の実施に対応し、きめ細かで質の高い教育を実現するためには、小学校2年生以降の通常学級の標準（現行40人）についても、35人以下に見直すべき、との意見が大勢を占めた。
- ・少人数学級の推進とともに、チームティーチングや少人数指導の推進等も行うべきとの意見が多かった。

(35人以下学級の推進)

- ・子ども一人一人と向き合う時間を確保し、きめ細かで質の高い教育を実現するために、文部科学省が平成22年8月に策定した「新・教職員定数改善計画（案）」に基づき、小学校1・2年生の30人以下学級、小学校3年生から中学校3年生までの35人以下学級編制の計画的かつ早期の実現に必要となる、財源確保及び法改正を速やかに行うべき。（全国都道府県教育委員長協議会・全国都道府県教育長協議会、全国市町村教育委員会連合会、中核市教育長会、全日本教職員連盟、全国知事会など）

(新学習指導要領への対応)

- ・新学習指導要領では、教育事項の改善内容として、「言語活動の充実」、「体験活動の充実」、「外国語活動の充実」を掲げており、これらの教育活動は従来の1学級40名の一斉指導を想定したのではなく、学級規模を縮小して実現が容易になる。（全国都市教育長協議会、全国市町村教育委員会連合会、全国公立学校教頭会）

(少人数学級・少人数指導の関係)

- ・きめ細かで質の高い教育を実現するためには少人数学級と指導方法工夫改善等の加配措置のどちらもが重要。少人数学級の推進とともに、指導方法工夫改善として、チームティーチング・少人数指導の推進、副担任制、小学校における教科担任制度の導入など複数指導体制の充実を図るべき。（指定都市教育委員・教育長協議会、全日本中学校長会など）
- ・今後は、各学校や教育委員会の取組などを通じたエビデンスを積み重ねることにより、学級経営や学習指導など学校教育の様々な場面において、教育効果をより高めることができる最適規模について検証し、少人数学級や少人数指導等を推進すべき。（中核市教育長会）
- ・少人数学級と少人数指導はそれぞれが補完すあうことで効果を発揮するものであり、チーム・ティーチングや習熟度別授業など、指導方法の工夫改善に係る加配は不可欠。（全国都道府県教育委員長協議会・全国都道府県教育長協議会）

(2) 教職員定数配置（学級数等に基づく基礎定数と加配措置に係る定数の適切な組み合わせによる教職員配置等）の在り方について

- ・基礎定数の充実にあたっては、加配定数を減らすのではなく、学校に必要な教職員定数は純増により確保すべきとの意見が大勢を占めた。
- ・学習指導要領の改訂により、より専科型の専門的な指導が必要となることから、小学校高学年において、実技教科以外でも専科における加配定数をおくべきとの意見があった。

(加配定数と基礎定数の関係)

- ・基礎定数の充実にあたっては、加配定数を減らすのではなく、学校に必要な教職員定数は純増により確保することが必要。（全国都道府県教育委員長協議会・全国都道府県教育長協議会、指定都市教育委員・教育長協議会、全国町村教育長会、全国教育管理職員団体協議会、全日本教職員連盟など）
- ・加配定数は、地域や学校状況に応じた特別な配慮が必要な場合（児童生徒支援加配）に限定し、少人数指導、専科指導など、発達段階に応じたきめ細かい指導を行うための教員配置は基礎定数により措置すべき。（指定都市教育委員・教育長協議会、全国市町村教育委員会連合会、日本教職員組合）

(小学校における専門的な指導、特別支援教育などに関する加配の在り方)

- ・学習指導要領の改訂により、より専科型の専門的な指導が必要となり、小学校高学年においては、実技教科以外でも専科における加配定数が必要。（全国市町村教育委員会連合会、日本教職員組合、全国町村教育長会）
- ・学級数に対応した学級担任教員に加えて、専科教育担当教員を配置することとし、小規模校での実現を目指す定数改善を行うべき。（全日本教職員組合）
- ・心の病や健康上の配慮が必要な児童生徒が安心して学習するために養護教諭の複数配置が必要。特に児童生徒数の多い学校に対する配置が必要。（全国特別支援学校長会、全国養護教諭連絡協議会、全日本教職員連盟）
- ・特別支援教育においては、常勤・非常勤を問わず、LD、ADHD等児童への対応に係る通常学級への加配教員及び特別支援学級も含めた介助員・支援員の配置が望まれる。（全国市町村教育委員会連合会、全国市長会）
- ・加配定数措置をされた教員について、配置目的を限定せず、常に諸課題に柔軟に対応できる教員の配置を行うべき。（中核市教育長会、全国連合小学校長会）

(東日本大震災への対応)

- ・東日本大震災への対応のための教職員配置については、教育復興担当教職員（教員、養護教員、事務職員等）を加配定数として長期的に措置すべき。（日本教職員組合、全日本教職員組合、全日本教職員連盟）
- ・大規模災害発生時には、児童生徒に直接指導を行う教員の加配はもちろんのこと、児童生徒の転出転入による学籍事務や被災による就学援助事務の急増、教材・教具や施設設備の復旧などの教育環境整備など、膨大な業務量が見込まれる学校事務を担っている事務職員の加配も必要。（全国公立小中学校事務職員研究会）

(3) 設置者や学校の意向を十分反映した学級編制や教職員配置の在り方について

- ・教職員の配置については、地域や個別の学校の実情に応じたものとするため、市町村教育委員会あるいは学校の裁量を拡大するべきとの意見が多かった。
- ・市町村の独自の取組を実質的に保障するため、市町村へのさらなる権限移譲を求める意見があった。

- ・教職員の配置数については学級編制基準に基づき算定し、その活用については、市町村教育委員会の判断において、地域や個別の学校の実情に応じて、弾力的な活用ができるようにすべき。(指定都市教育委員・教育長協議会)
- ・教職員定数の基本は堅持しつつも、具体的な学級編制のあり方や教職員配置等については学校裁量に任せるべき。(全日本中学校長会、全国教育管理職員団体協議会、日本教職員組合)
- ・市町村が標準法で定められた基準以上のことをする場合は独自の財源が必要であり、市町村間の格差が拡大しないよう、国の基準が妥当であるか常に検証して、地方の財政負担が増大しないようにすることが必要。(全国都市教育長協議会)
- ・都市自治体が地域のニーズに応じた独自の教育施策を展開することができるよう、学級編制権及び教職員定数決定権等を所要の税財源措置と併せて都市自治体に移譲すること。(全国市長会、中核市教育長会)
- ・教育に特化した交付金を新設し、市町村の独自性を尊重することを検討すべき。(全国町村教育長会)

(4) 今後に向けた計画的・安定的な学級規模・教職員配置の適正化方策について

- ・小学校1年生から2年生への進級時において、学級編制基準の段差による機械的なクラス替えを避けるため、平成24年度から小学校2年生の学級編制基準を引き下げるべきとの意見が多かった。
- ・学級編制基準の引下げは早急に中学校にも拡大するべきとの意見が多かった。
- ・早急に教職員定数改善計画を確定するべきとの意見が多かった。
- ・特別支援教育の充実のため、特別支援教育コーディネーターの配置を充実すべきとの意見が多かった。

(今後の学級編制標準の改善)

- ・小学校1年生から2年生への進級時において、学校生活への適応、学級経営の充実等の面からも、学級編制基準の段差による機械的なクラス替えは避けることが望ましく、平成24年度において小学校2年生の学級編制基準を確実に引き下げるべき。(指定都市教育委員・教育長協議会、全国連合小学校長会)
- ・学級編制基準の引下げは早急に中学校にも拡大するべき。(全国都市教育長協議会、全日本中学校長会など)
- ・早急に教職員定数改善計画を確定し、提示するべき。(全国都道府県教育委員長協議会・全国都道府県教育長協議会、全国公立学校教頭会、全日本教職員組合など)
- ・義務標準法の学級規模による教員定数の乗数の見直しを行うべき。(全国都市教育長協議会、全日本中学校長会など)

(複式学級の改善)

- ・学力充実のために、複式学級解消や、複式指導の単式指導への改善（加配措置による主要教科の単式化）が重要。（全国へき地教育連盟、全国高等学校PTA連合会、全国知事会、全国町村会など）
- ・複式学級において、引き続き2学年のうち、第1学年の児童を含む1学級の児童数は、第1学年の児童を含まない場合より引き続き少なく措置すべき。（指定都市教育委員・教育長協議会）

(特別支援教育に係る教職員配置の在り方)

- ・特別支援学級における学級定員8人では、担任一人にかかる負担が大きく、児童生徒への教育的配慮や安全確保が困難。児童生徒の実態に合わせた柔軟な学級編制が行われるべき。（全国市町村教育委員会連合会、全国知事会など）
- ・特別支援教育のセンター的機能を充実させるには、特別支援教育コーディネーターの定数措置が必要。全学校へ配置されるべく、さらなる改善が必要。（全国特別支援学校長会、日本教職員組合など）

(学級規模・教職員配置の適正化に関する国と地方の役割分担)

- ・義務教育を国家戦略として取組み、教育の機会均等の原則に立って、「義務教育国庫負担制度」の負担率を2分の1に復元するとともに、最終的には全額国庫負担とするべき。（全国市町村教育委員会連合会、全国教育管理職員団体協議会、全国高等学校長協会、日本高等学校教職員組合、全国公立学校教頭会、日本教職員組合、全日本教職員組合など）

(その他)

- ・中学校で免許外教員による指導が行われないう、中学校の基礎定数を見直すべき。（指定都市教育委員・教育長協議会など）

(5) その他学級規模及び教職員配置の適正化のために必要な事項について

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・教育の質の向上を図るため、正規教員の割合を高める仕組みを構築すべきとの意見があった。・心理士やカウンセラーなどの専門スタッフを充実すべきとの意見があった。 |
|---|

(正規教職員の配置促進)

- ・全国的な教育水準を確保するため、国において確実な財源保障を行うとともに、正規教員の割合を高める仕組みを構築すべき。（中核市教育長会、日本教職員組合、全日本教職員組合）

(教員をサポートする専門スタッフの配置)

- ・教員が担っている事務を事務職員が担えるような事務処理体制を整備することで、教員の子どもの向き合う時間を増やすべき。（全国公立小中学校事務職員研究会）
- ・心理士やカウンセラーなどの子どもの心理面に関わる専門スタッフを増強すべき。（全国市町村教育委員会連合会、日本教職員組合）

(その他)

- ・ 定年延長の導入を見据えた、教職員定数や学級担任の在り方について検討すべき。特に、学級担任の在り方について、複数担任制などの導入を行うべき。(日本教職員組合)
- ・ 高等学校にも速やかに35人以下の学級編制基準を適用させるべき。(全国高等学校長協会)
- ・ 学級編制基準の今後の改正作業に関して、予算編成と国会での審議日程について、確実に年度末までの成立が担保され、各自治体での人事配置作業と齟齬が生じないようにするべき。(指定都市教育委員・教育長協議会)

公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化について（照会）
意見照会先

- 教育関係団体
 - ・ 全国都道府県教育委員長協議会・全国都道府県教育長協議会
 - ・ 全国市町村教育委員会連合会
 - ・ 指定都市教育委員・教育長協議会
 - ・ 全国都市教育長協議会
 - ・ 中核市教育長会
 - ・ 全国町村教育長会
 - ・ 全国連合小学校長会
 - ・ 全日本中学校校長会
 - ・ 全国公立学校教頭会
 - ・ 全国へき地教育研究連盟
 - ・ 全国公立小中学校事務職員研究会
 - ・ 全国教育管理職員団体協議会
 - ・ 全国高等学校長協会
 - ・ 全国高等学校教頭・副校長会
 - ・ 日本高等学校教職員組合
 - ・ 全国特別支援学校長会
 - ・ 日本教育大学協会
 - ・ 全国学校栄養士協議会
 - ・ 全国養護教諭連絡協議会
 - ・ 日本教職員組合
 - ・ 全日本教職員組合
 - ・ 全日本教職員連盟
 - ・ 日本PTA全国協議会
 - ・ 全国高等学校PTA連合会

- 地方3団体
 - ・ 全国知事会
 - ・ 全国市長会
 - ・ 全国町村会